

## 千代田区子ども読書活動推進会議設置要綱

令和5年8月1日5千地文振発第196号

令和5年11月27日5千地文振発第383号

### (目的)

第1条 千代田区子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）について、進行管理、実績評価、関係機関との連絡、調整等を行い、計画の一層の推進を図るとともに、計画の改定について検討するため、千代田区子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の進行管理、実績評価、関係機関との連絡、調整等に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) 計画の改定に関すること。
- (4) その他推進会議が必要と認めたこと。

### (構成)

第3条 推進会議は、次に掲げる者のうちから、千代田区教育委員会が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 児童出版・書店関係者
- (3) 読書推進団体関係者
- (4) 区内学校等関係者
- (5) 行政関係者
- (6) その他教育委員会が必要と認めるもの

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (会長等)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により学識経験者のうちから決定する。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (招集等)

第6条 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 3 委員の任期の始期において最初に招集すべき推進会議は、第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、地域振興部文化振興課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和5年8月4日から施行する。

(千代田区読書活動推進連絡会設置要綱の廃止)

2 千代田区読書活動推進連絡会設置要綱（平成19年12月1日19千区文発第385号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年11月28日から施行する。